

第 16 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	NCルーター一式	熊本市東区健 軍本町28番 18号 有限会社泊工 機	工作機械とし て使用するた め	105,600,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。